

郡山市の公共施設における受動喫煙防止対策指針

平成29年8月24日策定

平成31年1月24日改定

令和元年7月1日改定

令和2年4月1日改定

1 目的

本指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2に基づき、郡山市の公共施設における受動喫煙防止対策について定め、受動喫煙による健康への悪影響を排除し、もって、市民を始めとする利用者及び公共施設で勤務する職員（以下、「市民等」という。）の健康の保持増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 定義

（1）受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。

（2）敷地内禁煙

公共施設の建物内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止すること。

（3）公共施設等管理者

公共施設及び公用車を所管する課等の長

3 責務

（1）任命権者

労働安全衛生法第3条において、快適な職場環境の実現及び労働者の安全と健康の確保は、事業者の責務としていることから、各任命権者は、職場における受動喫煙の防止に当たり、職員の健康障害を防止する観点から対策に取り組むことが重要であるという認識を持ち、受動喫煙による健康影響等について機会のあるごとに周知し、受動喫煙防止対策の円滑な推進のために率先して行動しなければならない。

※任命権者：市長、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者

（2）公共施設等管理者

公共施設等管理者は、市民等に受動喫煙が生じないように、本指針に基づき、必要な受動喫煙防止対策を適切に実施しなければならない。

（3）所属長

所属長は、本指針の主旨を踏まえ、対策の円滑な推進のために積極的に取り組むとともに、所属内職員に対し受動喫煙防止についての啓発や指導等を行わなければならない。

(4) 職員

職員は、受動喫煙が周囲に与える影響について正しく理解し、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

4 基本指針

(1) 市の公共施設（指定管理者制度を導入している施設を含む。）は、受動喫煙防止のため、敷地内禁煙とする。

(2) 公用車内は、移動中も含め、全て禁煙とする。

5 公共施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 敷地内禁煙

(2) 公用車内禁煙

(3) 市民等への周知

公共施設等管理者は、この指針に基づき、市民等に対し、受動喫煙防止対策の趣旨及び受動喫煙による健康影響についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

6 実施時期等

(1) この指針は、平成29年12月1日から実施する。

(2) 「郡山市職員分煙実施要領」（平成11年11月1日施行）は、この指針の実施をもって廃止する。

(根拠法令及び参考資料)

(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）

第25条 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第27条 喫煙をする際の配慮義務等

何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第29条第1項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2 受動喫煙の防止

事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 受動喫煙対策について

(平成22年2月25日付け健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知)

(4) 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書

(平成22年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室)